淀川本川河川保全利用委員会 結果報告

日 時: 令和3年12月10日(金) 15時00分~16時00分

場 所: 中央流域センター

(淀川河川事務所 枚方出張所内)

参加者数: 委員5名、占用者5名、一般傍聴者4名

河川管理者4名、事務局3名

1. 議事内容および出席者

淀川本川河川保全利用委員会の議事内容及び出席者は、 以下に示すとおりであった。

議事内容

- 1) これまでの会議の報告
 - (1) 令和3年度 連絡調整会議の報告
 - (2) 令和3年度 占用者説明会の報告
- 2) 規約の改正について
- 3) 令和3年度審議対象案件の審議
 - (1) 報告案件
 - (2) 審議案件
- 4) 一般傍聴者からの意見聴取
- 5) その他



委員会の様子

出席者

委員名			所属・役職	備考	出欠
委員	森本	幸裕	京都大学 名誉教授 公益財団法人 京都市都市緑化協会 理事長	委員長	0
	中川	_	京都大学 名誉教授	副委員長	0
	黒坂	則子	同志社大学 法学部 教授		0
	澤木	昌典	大阪大学大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授		×
	島原	賢司	公益財団法人 大阪府スポーツ協会 常務理事・事務局長		0
行政委員	田中	俊行	大阪府環境農林水産部みどり推進室 みどり企画課 課長	>	<
	村田	勝博	大阪府都市整備部 公園課 課長		



2. 現地視察

委員会開催に先立ち、下記の行程で現地を視察した。

現地視察先	占用者			
No. 17 津之江公園	高槻市 都市創造部 公園課			





No. 17 津之江公園

3. これまでの委員会の報告

今年度実施した、「連絡調整会議」、「占用者説明会」の内容について報告した。

4. 規約の改正について

・規約の改正案について、原案どおり了承された。

5. 占用地の個別審議

令和3年度の報告対象2件、審議対象の1件について審議した。委員会意見は次のとおりである (報告、審議順)。

◆No.6 公園緑地 (独立行政法人 都市再生機構;ランク C、報告のみ案件)

- ・特記事項に「大阪市都市公園として開設されるまで UR が管理」と記載があるがどういうことなのか、誤解のないように記載してほしい。
- ・写真撮影時期を明示されたい。
- ・スーパー堤防上の公園等の占用地はほかにもあるか?
 - ⇒ 淀川の下流側にある酉島地先に当該箇所と同様、URが占用する緑地がある。
- ・現場の看板表示の内容は?
 - ⇒ 火気厳禁、などの禁止行為を示している。
- ・前回の審議意見(川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること)を踏襲し、ランクCを継続、占用期間を5年とする。

◆No.15 ひまわり児童遊園 (高槻市 都市創造部 公園課;ランク C、報告のみ案件)

- ・公園の設備がリニューアルされており、よい状態が保たれていると思う。
- ・過去に「土砂流出」という記載があるが詳細はどうか。
 - ⇒ もともと降雨時に、ブロックの隙間から土砂が道路側へ流出していたが、今回の改修 で解消された。
- ・公園の利用頻度は多いのか。
 - ⇒ この周辺には公園が少なく、当該公園は活発に利用されている。
- ・前回の審議意見(大規模な改修がある場合には委員会へ報告すること)を踏襲し、ランクC を継続、占用期間を5年とする。

◆No.17 津之江公園 (高槻市 都市創造部 公園課:ランク C、審議案件)

- ・花火の利用はどうか。
 - ⇒ 津之江公園は面積が広いため近隣への影響は市の他の公園よりも大きくないと考えられるが、毎年花火の利用は認められる。夜間パトロールは毎年行っており、確認次第 実施者に対し声掛けをし、控えてもらっている状況である。
- ・火気の使用についてはどうか。
 - ⇒ 打ち上げ花火など音が近隣に影響するものは禁止しているが、手持ち花火までは指導が行き届いていない。基本的に火気は禁止である。
- ・広い公園では「火気の使用禁止」が一般の人にわかりにくいかもしれない。看板だらけになるのもよくないと思うが工夫が必要である。
- ・公園利用のルール看板とはどのようなものか。
 - ⇒ 市で管理する公園に設置している。危険なボール遊び(他人に影響のあるバットの使用や試合形式での利用など)や遊具の正しい使い方、花火の禁止なども記載している。
- ・川ならではの利用に向けた模範的な事例といえる。せっかくの取り組みなので他の河川を占用している公園等への普及啓発に努められたい。また、占用者だけでなく河川管理者も積極的に状況を把握して、情報発信に努められたい。
- ・市民団体「等」との協働。「等」は河川管理者やレンジャーも含む。PR にしっかりと取り組んでもらいたい。前回意見に対してもう一歩進んだ取り組みが望まれる。
 - ⇒ 市民団体中心に楽しく活動している。モチベーションを持続してもらうよう、市としても一緒になって考えていきたい。多様な方々がかかわれるような公園にしていきたい。R4から始まる新たな緑の基本計画において、津之江公園については、まちなかにあって生物多様性の保全の拠点として機能することを期待している。
- ・模範的な取り組みが行われていることを評価し、ランクCを継続、占用期間を5年とする。 なお、No.15 ひまわり児童遊園と同様、大規模な改修があるときには委員会で報告されたい。

6. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・水上スキーの利用が見られるが、規制や指導などの対応を考えてほしい。大陸から渡ってくる希少なカモ類などへの配慮から、冬場の水上スキーの規制を考えてもらいたい。11 月下旬から3月下旬が、渡り鳥にとって重要な時期となっている。
 - ⇒ 水面は原則自由使用となっている。個別の状況については都度、判断していきたいので継続してご意見をいただきたい。

7. その他

(守口市の環境学習会報告について)

・守口市の環境学習の取組みは、非常に良い活動であり占用者の努力が見られる。

以上